

# 甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰実施要綱

平成29年11月1日

市民第1号

## (目的)

第1 この要綱は、こうふ男女共同参画プランに定める、本市の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に基づき、職場における女性活躍の推進を図るため、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するための取組を推進する事業者及び個人を表彰し、その取組等を広く市民に公表することにより、職場における女性活躍の推進に取り組む機運を醸成することを目的とする。

## (表彰の種類)

第2 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 優良事業者表彰
- (2) チャレンジ女性の表彰

## (表彰の対象及び欠格事項)

第3 優良事業者表彰の対象は、女性の活躍推進に取り組んでいる市内に事業所(事務所)を有する事業者であって、次の各号のいずれかの取組を行っているものとする。

- (1) 女性のキャリアアップや、管理職への登用等、女性の能力発揮の促進・活用を図る取組
- (2) 柔軟な働き方を可能にする制度の策定等、仕事と育児・介護の両立や女性の継続就業を支援するための取組
- (3) 長時間労働の是正等、ワーク・ライフ・バランスの推進において他の規範となる取組
- (4) 採用方針・選考方法の見直しや女性に向けた広報活動等、女性の採用拡大に向けた積極的な取組
- (5) 前各号のほか、職場における女性活躍を推進する特段の取組

2 チャレンジ女性の表彰の対象者は、本市に在住または在勤し、事業所(事務所)で働く女性であって、次の各号のいずれかの条件に該当し、他の模範となると認められるものとする。

- (1) 事業決定や主導的立場を担っていくことを目指し、管理職等へチャレンジし、活躍している。
- (2) 新たな分野で先駆的な活動にチャレンジし、活躍している。
- (3) 出産・育児、介護休職後に様々な視点からチャレンジし、活躍している。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰を受けることができない。

- (1) 甲府市暴力団排除条例(次号において「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(第3号において「暴力団」という。)であるもの

- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうち暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 各種法令に違反しているもの
- (5) 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- (6) 公租・公課を滞納しているもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるもの

（募集及び推薦等）

第4 募集は、市の広報媒体などを活用して公募する。

- 2 第2第1号に定める優良事業者表彰は、表彰を受けようとする事業者からの応募又は関係団体からの推薦によるものとし、甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰「優良事業者」応募（推薦）用紙（様式1）に関係書類を添えて、定められた期限内に市長に提出するものとする。
- 3 第2第2号に定めるチャレンジ女性の表彰は、事業者の推薦によるものとし、甲府市女性活躍推進優良事業者等表彰「チャレンジ女性」推薦用紙（様式2）に関係書類を添えて、定められた期限内に市長に提出するものとする。

（被表彰者の選考）

第5 市長は、被表彰事業者等の適正な選考を行うため、甲府市女性活躍推進優良事業者等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

- 第6 委員会は、別表1に定める職にある者を委員として組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は市民部長、副委員長は市民総室長をもって充てる。
  - 3 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第7 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもってこれに充てる。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
  - 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（被表彰者の決定）

第8 市長は、委員会の選考に基づき被表彰事業者等を決定する。

（表彰の方法及び公表）

第9 表彰は、毎年1回、表彰状等を授与することにより行うものとする。

2 前項で表彰された事業者等については、市の広報媒体等への掲載を通じ、その取組内容を公表する。市の広報媒体など

(表彰の取消し)

第10 市長は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により表彰を受けたとき。

(2) その他、市長が不適格と判断したとき。

2 前項の規定により表彰の取消しを受けた被表彰者は、取消し日から3年間、表彰の応募及び推薦を行うことができない。

(庶務)

第11 委員会及び表彰に関する庶務は、男女共同参画事務を所管する課において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。